

○湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センター設置条例

平成20年3月6日

条例第2号

改正 平成25年3月18日条例第1号

平成26年9月29日条例第8号

令和元年6月21日条例第1号

(設置)

第1条 湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町及び真鶴町(以下「両町」という。)のごみを処理するため、ごみ処理施設を設置する。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(名称及び位置)

第3条 ごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センター

(2) 位置 足柄下郡湯河原町吉浜2021番地の95

(補助機関)

第4条 湯河原町真鶴町衛生組合に組合長の補助機関として組合長補佐及び副組合長補佐を置く。

2 前項の組合長補佐は、組合長の属する町の副町長をもって充てる。

3 第1項の副組合長補佐は、副組合長の属する町の副町長をもって充てる。

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、組合長の権限に属する事務を処理させるため、所、管理課及び施設課を設ける。

(技術管理者の資格)

第6条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校のあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（業務）

第7条 湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センター（以下「美化センター」という。）において行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 可燃性ごみ等の焼却処理に関すること。
- (2) 粗大ごみの破碎処理及び資源化に関すること。
- (3) 不燃性ごみの破碎処理及び資源化に関すること。
- (4) 廃木材等の破碎処理に関すること。
- (5) 古紙及びペットボトル等の資源化に関すること。
- (6) 最終処分場の管理運営に関すること。

（搬入時間及び休日）

第8条 美化センターの搬入時間及び休日は、次に定めるところによる。

- (1) 搬入時間

ア 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日に当たるときは、午前8時30分から午前11時30分までとする。

イ 土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで

- (2) 休日

ア 毎週日曜日

イ 1月1日及び1月2日

2 前項の規定にかかわらず、災害等組合長が必要と認めるときは、搬入時間及び休日を変更することができる。

(危険物等の搬入禁止)

第9条 次の各号に掲げる物は、美化センターにおいて行う一般廃棄物の処理の対象としない。

- (1) 特別管理一般廃棄物（法第2条第3項により指定された物質）
- (2) 適正処理困難物（法第6条の3により指定された物質）
- (3) 有害性のある物
- (4) 重量又は体積等が大きく、処理に著しく支障のある物
- (5) 危険性のある物
- (6) 引火性又は爆発性のある物
- (7) 著しく悪臭を発する物
- (8) 前各号に掲げる物のほか、規則で定める物

(一般廃棄物の搬入等)

第10条 一般廃棄物を美化センターに搬入しようとする者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 組合長は、前項の受入基準に違反して一般廃棄物を美化センターに搬入しようとする者に対し、その受入を拒否することができる。

3 組合長は、第1項の受入基準に違反して一般廃棄物が美化センターに搬入されたときは、その搬入をした者に対し、当該一般廃棄物の除去その他必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第11条 美化センターの施設又は設備若しくは器具をその責めに帰すべき理由により、損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(湯河原町真鶴町衛生組合課設置条例の廃止)

2 湯河原町真鶴町衛生組合課設置条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号）は、廃止する。

附 則（令和元年6月21日条例第1号）

この条例は、令和元年7月1日から施行する。